平成２３年（フ）第５４４号
岐阜県下呂市金山町大船渡242番地１
債務者　安江　繁郎
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３８号
静岡県熱海市青葉町９番33号
債務者　鈴木　三男
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
滋賀県守山市勝部４丁目３番11―201号
債務者　河原　孝保
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１７号
滋賀県草津市大路２丁目２番10―206号　カーサエクセレンテ
債務者　中村　洋美（旧姓小足）
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６４号
滋賀県野洲市永原市有地　市営永原第１団地２号棟231号、前住所滋賀県野洲市高木48番地１
債務者　坂田　絹代
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６６号
滋賀県甲賀市信楽町長野598番地１―302号、前住所愛知県豊田市柿本町７丁目34番地１　ホンダ住宅６号
債務者　夏目　義信
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１９３号
京都府向日市上植野町浄徳８番地の２　ドミール西向日305
債務者　市村比三夫
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９５号
京都府宇治市羽拍子町84番地１号　ボーン宇治１号館1319号室、住民票上の住所京都府宇治市伊勢田町北山７番地の26
債務者　今井　章之
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７０号
京都市西京区牛ケ瀬弥生町21番地
債務者　早谷　悠佑
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
鳥取県鳥取市湯所町１丁目409番地　タウン湯所204号
債務者　那和　郁子
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
鳥取県八頭郡八頭町福井331番地４
債務者　福田　定幸
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０２号
広島市東区馬木５丁目1453番地10
債務者　久保　香織（旧姓花山）
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５５号
広島県廿日市市地御前５丁目４番10号
債務者　岡本しのぶ
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５８号
広島市西区古江西町14番49―705号
債務者　片山　敏子（旧姓慎）
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００号
山口県下関市壇之浦町１番15号
債務者　磯部　厚志
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
山口県下関市長府才川２丁目13番33号　西田アパート
債務者　伊石　有代（旧姓麻生）
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
愛媛県松山市和泉南１丁目14番11号
債務者　本森　秋則
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所民事部